

第26回柏市農業委員会総会議事録

1 令和2年9月8日(火)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷茂が招集した。

2 場所 本庁舎別館 4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	坂	卷	洋	行	2番	飯	野	文	夫	
3番	飯	塚	恒	男	4番	岡	田	英	夫	
5番	大	宮	茂	男	6番	染	谷		茂	
7番	山	崎	明	久	9番	石	井	マ	サ子	
10番	金	子	幸	司	11番	酒	卷	寿	雄	
12番	谷	田	貝	和	代	14番	程	田		平

16名中12名出席

<農地利用最適化推進委員>

17番	栗	原		豊	27番	増	田	直	晴
-----	---	---	--	---	-----	---	---	---	---

15名中2名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

8番	成	嶋	君	美	13番	遠	藤	秀	生	
15番	橋	本	英	介	16番	村	越		等	
18番	砂	川	晴	彦	19番	木	村		寿	
20番	相	模	農	夫	男	21番	坂	卷	儀	治
22番	関	根	勝	敏	23番	浜	島	照	雄	
24番	小	川	克	己	25番	富	澤	英	三	
26番	友	野	博	之	28番	染	谷	茂	幸	
29番	山	野	辺		守	30番	石	井	一	美
31番	秋	谷	昌	治						

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長	大	野		功
次長	寺	嶋		浩

副主幹 原 田 圭 介
主 任 波 田 野 峻
主 任 前 野 正 和

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 5 号 生産緑地地区の都市計画の変更に係る意見について
- 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（その 1～その 3）
- 議案第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 報告事項

- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について
- (5) 農地法第 5 条の規定による許可処分取消願の送付について

(午後 2 時 00 分開議)

議長 本日は、お忙しいところご参集頂きまして、ありがとうございます。
ます。

ただいまより第 26 回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中12名、推進委員15名中2名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

金子幸司委員、酒巻寿雄委員、よろしく願いいたします。

次に、日程2、一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は、第2調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、岡田委員長よろしく願いいたします。

岡田委員長 農地第2調査会は、去る9月2日、3日、令和2年度第6回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第3条2件、第5条1件、非農地証明3件、主たる従事者証明1件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和2年4月に開催された第21回総会の議案第2号から3号の12件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程3、議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番と2番は関連がありますので、一括して調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

岡田委員長 1番から2番について、ご報告します。

調査会資料は、2ページからになります。

本件は、光ヶ丘在住の譲受人が、新たに農地を借りて新規就農する為、一方、譲渡人の方々は、自宅から遠く、通作が不便であるため、また農業経営を縮小するため、使用貸借及び賃借権の設定による許可申請で、使用貸借期間は2年、賃借期間は1年です。

申請地は、弁天下の畑2筆、合計面積は5,677㎡です。

譲受人は、平成26年6月から平成29年10月まで北海道所在の民間企業2社で農作業に従事した後、平成29年10月からは、柏市内の農家で研修を始め、新規就農の準備を進めているところです。

農業経営の実施計画では、ハウレンソウやコマツナなど、複数の露地野菜を、家族3人で栽培するものです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

事務局に補足説明を求めます。事務局、お願いします。

(事務局が補足説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、1番と2番について何か質問はございませんか。

飯野委員 飯野です。

これ、1か所は1年という契約ですけれども、なぜ、どういうわけで1年という。

岡田委員長 多分1年契約ということ。その後また継続はやるんでしようけれども、取りあえずは1年契約と2年契約ということになっています。

議長 よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

金子委員 有機無農薬栽培と書いてあるんですけれども、何かノウハウがあるのでしょうか。

岡田委員長 本人のやる気だと思えるんですけれども、今までの研修先もどちらかというとな有機無農薬でやっている農家さんなので、その研修中にある程度のノウハウはそこで習得しているんじゃないかなと思いますけれども。

議長 あと、有機でも認められた剤があるんですよ。それを使うということですね。

そのほか、ございませんか。

坂巻(洋)委員 この人は、青年何とか給付金は利用されるのでしょうか。

岡田委員長 そこは確認していないんですけれども、事務局どうなんでしょうか。補助金のこと。

事務局 農政課のほうにも相談していますので、恐らく受けられると思います。

坂巻（洋）委員 もし最初に分かっていると、こういうところに書かなくて大丈夫ですか。

事務局 大丈夫です。

金子委員 直売所，八百屋と書いてあるんですけども、直売所は自分でやるんですか。

岡田委員長 いえ，●●とかありますよね。そこに納めるそうです。

金子委員 八百屋は。

岡田委員長 八百屋さんは、具体的にいうと，●●下りると●●ありますよね。下りた隣に小さな八百屋さんがあるのをご存じですか。あそこに今までも何度か出していたようです。多分そこを言っていると思う。

あと，こういう直売形式でやっている仲間同士で，何かイベントがあると，そこに一緒に仲間に加えてもらってやっているみたい。

議長 よろしいですか。

飯野委員 もう一つ，よろしいですか。

作業場は仲間から借りるということですが，将来的には作業場を持ちたいという計画はあるんですか。農家の場合，作業場を貸してくれと言われても，なかなか余裕，自分だけかもしれないけれども，余裕がなくて難しいと思うんだけど，その点が気になるんですが。

岡田委員長 多分，信頼している農家先輩から借りるというのは，多分●●さんのお宅の作業場だと思うんです。それとあと，本人が言っ

ていたのは、借りた畑にちょっとしたパイプハウスで作業する場を設けたいとは言っていましたね。

飯野委員 そうすると、●●さんというと圃場に近いところの●●さんですね。

岡田委員長 そうです、はい。

議長 そのほか、よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番と2番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 1番ついて、ご報告します。

調査会資料は、5ページからになります。

本件は、贈与による所有権移転を伴う専用住宅用地及び公衆用道路への転用許可申請です。

申請地は、花野井の畑1筆471㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在家族3人で鎌ヶ谷市内のマンションに住んでいるものの、家族が増えたことで手狭となり、譲渡人である父親が所有する申請地へ専用住宅を建設する計画に至ったものです。

建築内容は、木造平屋建て、建築面積115.20㎡、延床面積111.79㎡で、2台分の駐車スペースを用意します。土砂等の搬出入の予定はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。汚水・雑排水は、合併浄化槽を経由した後、蒸発散装置により宅内処理します。周囲は、マウンドアップを設け、土砂等の流出を防止します。

なお、本件は令和2年8月5日付、許可済みの事案となりますが、前回は権利関係が使用貸借で、土地所有者と住宅の施主が異なることから金融機関の融資が受けられなかったため、許可の取消しを願い出ており、今回申請では贈与による所有権移転であることから、土地所有者と施主が一致し、融資が受けられる旨、確認しております。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

飯野委員 これは7月に提出された案件で、8月5日に許可が下りたということですが、金融機関や何かの都合で再申請ということなので、転用の内容としては大丈夫だと思いますので賛成です。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いの送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、10ページからになります。

本件は、宅地へ地目変更登記するための、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。

申請地は、布施の畑1筆1、338㎡で、現況は雑種地です。

申請者は、平成29年1月、相続により所有権を取得しましたが、

平成10年頃から建築資材の保管及び加工所として使用していたとのことです。

平成11年撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま、20年以上雑種地として利用されていると判断できます。

この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分は受けておりませんが、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第2調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番と3番は関連しておりますので、一括して調査結果の報告を、岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 2番から3番について、ご報告します。

調査会資料は、14ページからになります。

本件は、宅地へ地目変更登記するための、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。

申請地は、船戸山高野の畑2筆1、027㎡で、現況は宅地です。

申請者は、平成22年11月、平成23年1月、相続により所有権を取得しましたが、昭和25年頃から宅地として使用していたとのことです。

平成11年撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま、20年以上宅地として利用されていると判断できます。

この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分は受けておりませんが、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事

務指針に基づき審査したところ，第2調査会としては，承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番と3番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので，2番と3番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは，審議に入ります。

1番について調査結果の報告を，岡田委員長，お願いいたします。

岡田委員長 1番について，ご報告します。

調査会資料は，17ページからになります。

本件は，松ヶ崎在住の方が，生産緑地法第10条の規定に基づき，

柏市へ生産緑地の買取りを申し出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、松ヶ崎の畑1筆828㎡です。

申請理由は、平成25年3月より、農業経営に欠くことのできない申出者が、病気により運動能力が著しく低下し、農業に従事することが不可能であると医師に診断され、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第2調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

飯野委員 主たる従事者は何歳になりますか。

岡田委員長 ●●歳。

議長 その他何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「生産緑地地区の都市計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは，審議に入ります。

議案説明を都市計画課に求めます。都市計画課，お願いいたします。

都市計画課 みなさん，よろしくお願いいたします。

私，柏市都市計画課長の松本と申します。

議案第5号の生産緑地の追加指定について説明します。ご審議のほど，よろしく申し上げます。

1 ページをご覧ください。

生産緑地地区の追加決定を予定する土地は，No. 1～4の柏インター西地区で7筆，No. 5の光ヶ丘で4筆の合計5地区の3名が所有する農地で，面積は併せて2万377.35㎡，約2haとなります。

2 ページをご覧ください。

まず，柏インター西地区からご説明いたします。

位置は，本市北部に位置する柏インター西地区土地区画整理事業のエリアで，事業面積は約31ha，また昨年9月に市街化区域に編入されております。

今回の追加指定は，昨年度に引き続き2回目の申出受付を行い，本地区においては最後の追加指定となります。

3 ページをご覧ください。追加指定箇所の位置図でございます。

航空写真に赤く塗りつぶしている土地が追加指定の箇所であります。地図上の赤線で枠取りしているのが，区画整理区域であります。

4 ページについては白図上に同様のものを落としております。

5 ページをご覧ください。光ヶ丘地区の防災協力農地の指定でございます。

本市の生産緑地地区指定基準の中に，防災協力農地の締結を受けた農地においては，生産緑地地区の追加決定をすることができることと

なっており，当該地区は防災協力農地の締結をした農地の所有者から生産緑地地区として決定希望の申出があったため，受け付けたものとなります。

当該地区の追加指定箇所的位置図でございますが，5ページに航空写真，6ページについては白図上に落としております。

7ページをご覧ください。

この度，追加決定をするに当たり，令和2年6月に光ヶ丘地区，7月に柏インター西地区の土地所有者から生産緑地地区の追加決定の希望申し出を受け付けました。

その後，申出のあった5地区について，令和2年8月に農業委員会事務局とともに現地調査を行い，4地区は農地としておおむね良好との意見を得ました。

しかし，4ページの対象地3と4の土地については，区画整理の実施に伴い，事業協力用地として令和2年4月に一時転用の届出がされており，現状は農地として判断できないとの意見を受けております。

しかしながら一時転用がなされた事由として，区画整理事業への協力用地であり自己都合でないこと，次に本人ヒアリングで届出前は農地として土地活用されていたこと，次に過去の航空写真で確認したところ農地以外の土地利用が確認されなかったこと，次に申出者は農業継続の意思があること。

以上の点から，市長部局としては，生産緑地の決定が妥当であると判断し，全ての地区について都市計画決定の進めたいと考えております。

そして，今後の予定となりますが，令和3年2月の柏市都市計画審議会を経て同年3月に都市計画決定の告示をする予定です。

以上で説明を終わります。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

酒巻委員 防災協力農地というのは，具体的にどういうものなんでしょうか。

都市計画課 防災協力農地とは、防災上の観点から、例えば地震など大規模災害が発生したときに、農地を避難空間や復旧用資材置場などに利用していただくために、農家の方々からあらかじめご協力を得て登録していただく農地であります。そしてそれを生産緑地として指定できるという基準がございます。なお、防災協力農地への登録に当たっては「面積は3,000㎡以上」や、「4m以上の道路に接道」などの条件があります。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 じゃ、面積とか道路つきの条件は分かるんですけども、作物的な条件みたいなものはないんですか。例えば、何か作っていて、そういう災害があれば、その作物をどかして資材置場にしたりするかという、そういう感じですか。

都市計画課 防災協力農地については、農政課が所管していますので具体的な作物につきましては、承知していませんが、災害などの有事には当該農地の使用について協力していただくことができる農地であります。

酒巻委員 ということはいざとなったら、そこは何か作ってあっても明け渡すみたいな。

都市計画課 防災農地につきましては、基本的にはそのような形になると思います。具体的な補償等については、別途調整という形になると思います。

議長 そのほかございませんか。

飯野委員 追加ということですが、この航空写真と地図を見ると、白抜きになっている。航空写真のほうは何か農地みたいな、周りを囲まれているということで、これは追加というのは、この農地の追加とい

うことですか。

議長 それは何ページ， 5 ページ。

飯野委員 5 ページと 6 ページかな。

6 ページには白抜きの道路からあるけれども，それも指定されているということによろしいですか。

都市計画課 この部分も生産緑地です。それにこの赤く塗られている部分が追加される形になります。

議長 要するに，これは道路まで一体，この大きさになって，今現在使われているところも同じということなんですね，これからも，防災農地として。

都市計画課 防災協力農地の登録業務を農政課でやっている関係で詳細は分かりませんが，少なくとも今回赤く塗られているところに関しては，防災協力農地と伺っています。

飯野委員 追加というのは，この光ヶ丘での追加ということですか。

都市計画課 そうですね。生産緑地というのは，市全体で見ていくので，今回の光ヶ丘の農地と，インター西地区の農地を合わせて「追加」という形になります。

飯野委員 はい，分かりました。

議長 よろしいですか。

そのほか，ございませんか。

程田委員 3, 0 0 0 m²以上ということですがけれども，これ，1人じやなくてもいいんだよね。

ということは，その土地はやっぱりつながっていなきゃ，ちょっと

離れていたのでは駄目ということ。

都市計画課 国からは、一団の農地に対して決定することができる
と示されています。これは農地同士が、必ずしも物理的に接してな
ければならないといったものではございません。一例を挙げますと、
道路を挟んだ向かい側、その道路の幅が6 m以内であれば、道路
を挟んだそれぞれの農地を一団として扱うことが出来る、といった
考えも示されております。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第5号が終了しましたので、都市計画課の方は退席
されて結構です。

ご苦労さまでした。

(都市計画課退席)

議長 それでは、次の議案に入ります。

議案第6号「農用地利用集積計画の決定について(その1～その
3)」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。
(議長の名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案第6号(その1)につきましては，飯塚委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので，除斥を求めます。

(飯塚恒男委員退席)

議長 それでは，議案第6号(その1)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課，お願いします。

農政課 それでは，ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第2番は，花野井に在住の農業者が新利根の田2筆，合計面積6,025㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は6年です。

なお，以上の計画要請の内容は，経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので，承認いたします。

議案第6号(その1)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

飯塚委員の除斥を解除いたします。

(飯塚恒男委員入場)

議長 次に議案第6号(その2)、(その3)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第3番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が戸張の田1筆、面積1,580㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

計画番号第4番から第8番は、花野井に在住の農業者が新利根の田9筆、合計面積1万5,823㎡に新規または継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第9番は、花野井に在住の農業者が弁天下の畑1筆、面積3,612㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第10番は、藤ヶ谷に在住の農業者が藤ヶ谷の畑1筆、面積902㎡に継続して使用貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第11番は、手賀に在住の農業者が手賀新田の田3筆、合計面積8,575㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第12番は、布施に在住の農業者が布施の畑1筆、面積1,400㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

程田委員 ●●番の●●㎡のうちの●●㎡，これはどういう状態になっているのかな。

議長 農政課，分かりますか。

農政課 はい。

●●㎡のうち●●㎡をこの借受け者の方が耕作していると伺っているんですけども，●●㎡分はゼロ円でやってもらっているため，賃貸借とするのは●●㎡のうちの●●㎡だけ計画して設定したいということでしたので，このように設定しております。

以上です。

議長 よろしいですか。

そのほかはございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので，承認いたします。

議案第6号(その2)，(その3)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

それでは，議案第6号が終了しましたので，農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは，審議に入ります。

1番について調査結果の報告を事務局に求めます。事務局，お願いします。

事務局 事務局で8月19日水曜日に現地調査を行いましたので，ご報告いたします。

申請人は，柏市大室在住の農家の方で，農業経営の実態は1人で従事し，耕作面積は約22aです。申請地は大室の畑4筆，1,799㎡，約18aとなっております。

なお，申請人は当該申請地におきましてハウレンソウ，エダマメを栽培しており，引き続き農業に従事するということでした。

報告は以上になります。

議長 ありがとうございます。

調査結果の報告がございました。

1番について，何かご質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので，1番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を事務局に求めます。事務局、お願いします。

事務局 事務局で8月31日の月曜日に現地調査を行いましたのでご報告いたします。

申請人は、柏市松ヶ崎在住の農家の方で、農業経営の実態は2人で従事し、耕作面積は約70aです。申請地は、松ヶ崎の畑1筆1, 228.99㎡, 約12aとなっております。

なお、申請人は当該申請においてサトイモ、モロヘイヤを栽培しており、引き続き農業に従事するということでした。

報告は以上になります。

議長 ありがとうございます。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

岡田委員 申請人は相続人と一致しているということなの。

事務局 申請人が相続人のほうですね、はい。

岡田委員 それともう一つ、今さらこんなことなんですけれども、主たる従事者証明と、納税猶予に関する適格者証明の違いって何ですか。

事務局 主たる従事者証明というのは、生産緑地を解除する上で使用するための証明書になりますけれども、適格者証明書というのは、これから納税猶予の適用を受けるために税務署に出す書類になります。

岡田委員 この土地は、生産緑地ということなの。

事務局 この土地は生産緑地には指定されております。

岡田委員 この後、従事者証明が必要になるという。

事務局 もし将来的にこの土地を生産緑地を解除したいということであれば、将来的にはもしかしたら、生産緑地の主たる従事者証明書が必要になってくると思います。

岡田委員 解除しない場合は適格者証明でいいということ。

事務局 解除しない場合は、そのまま適格者証明を受けて税務署に提出をして、そのまま3年に1回更新する、引き続きの書類を出していただければ納税猶予が適用されるということになります。

岡田委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 そのほかございませんか。

酒巻委員 2番で、相続人の方と被相続人が経営者でない場合の経営者名、これは男の方と女の方の、これは夫婦でいいですか。

事務局 そうですね。今回、この農業経営体の経営者の方は相続人の旦那さんになります。

酒巻委員 そこに、被相続人との続柄は養子ということになっているんですけども、これは被相続人と相続人が親子ではないということ。

事務局 被相続人と相続人は養子縁組をしているというふうに伺っております。

酒巻委員 お嫁さんということですか。

事務局 そうですね、お嫁さんです。

飯野委員 この3人の関係というのがよくわからないんだけど。

事務局 わかりづらくて申し訳ありません。経営者欄は無視していただいて、今回は、あくまでも被相続人所有の土地の一部、今回の対象地である松ヶ崎の●●という土地について相続人が相続し、農地として引き継ぐため納税猶予の適用を受けるということでご理解をいただければと思います。

飯野委員 分かりました。

山崎委員 利用実面積と現状面積が違うんですけれども、納税猶予を受ける場合は、実際に畑にしている部分しか受けられないんですか。

事務局 そうですね。ただ現状としてはすべて耕運されている状態でしたので、申請すればすべて対象になると思いますが、将来的に道路の拡幅で使用する計画があるとのことで、あらかじめその部分は除外して申請しているというふうに伺っております。

山崎委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、2番を承認いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

議長 次に，報告事項がございますので，一括して事務局に説明を求めます。事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が報告事項を説明）

議長 ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので，ご了解を得たいと思います。

10月の予定を申し上げます。

5日月曜，6日火曜が調査会で，5日は午前9時から，6日は午後1時から，別館第5会議室でございます。

担当は，農地第3調査会です。

9日金曜日が総会で，午後2時から，本庁舎第5，第6委員会室でございます。

慎重審議ありがとうございます。

以上をもちまして，第26回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後3時15分閉会）